

市会議案第 25 号

吹田市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定
について

上記の議案を提出する。
平成 27 年 8 月 5 日提出

吹田市議会議員	榎内	智
同	松谷	晴彦
同	斎藤	晃
同	井口	直美
同	橋本	潤

吹田市条例第 号

吹田市議会議員定数条例の一部を改正する条例（案）

吹田市議会議員定数条例（昭和42年吹田市条例第10号）の一部を次のように改正する。

本則中「36人」を「18人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の吹田市議会議員定数条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される一般選挙から適用する。

（提案理由）

議員定数を削減すべきであるという近年の世論に反して、吹田市議会は昭和42年から半世紀近くにわたり、議員定数の見直しを行っていない。議会は自ら身を切る改革を行い、厳粛な市民の負託に一層応えていかなければならない。

よって、吹田市議会の議員定数を削減するため条例改正案を提案するものです。

吹田市議会議員定数条例現行・改正案対照表

_____は改正箇所

現 行	改 正 案
吹田市議会議員の定数を <u>36人</u> とする。	吹田市議会議員の定数を <u>18人</u> とする。